

京都市消防局訓令乙第12号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第2条の2の見出し中「条例第2条の2の」を「法第2条第1項本文の条例で定める者として」に改め、同条中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望する者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)